

「消費税軽減税率対応講習会」開催のお知らせ

テーマ「消費税複数税率（8%及び10%）への対応について」

平成31年10月に消費税率が10%へ引き上がるのと同時に、軽減税率制度が導入されます。8%と10%が混在する複数税率になることから、各々の収支が明確でなければ納税額計算に影響が出てきます。業種によっては請求書・領収書などの様式変更が必要です。

8%の軽減税率対象品目としては飲食料品（外食や酒類を除く）や新聞（週2回以上の定期購読）となり、それ以外は10%の標準税率の対象となります。

どんな対応が必要になるのか、軽減税率制度導入に向けた講習会を是非ご受講下さいますようお願いいたします。

日時：10月24日（水）午後2時30分～午後4時00分

会場：河辺雄和商工会館

講師：税理士 尾形昂氏（尾形昂税理士事務所）

申込：河辺雄和商工会にご連絡ください。TEL：018-882-3523

すべての事業者に影響があります!

Q 消費税の軽減税率制度への対応が必要なのは基本的に飲食料品や新聞を取り扱う事業者だけですか?



A いいえ、これらを取り扱わない事業者も、贈答用の食品、会議や接客時の茶菓の購入などは、軽減税率の対象となり、納税額の計算に影響します。



■軽減税率制度はすべての事業者に影響があります!

理由1

対象品目を扱わない事業者を含め、すべての課税事業者が標準税率(10%)と軽減税率(8%)を区分して経理を行います。

- ・経理システムの変更、改修等が必要になる可能性があります。
- ・適用税率ごとに区分した経理ができない中小事業者などに対しては、一定期間、税額計算の特例措置が設けられています。

理由2

取引先から新しい記載ルールに基づいた請求書等の発行が要求されることがあります。

理由3

免税事業者も取引先から「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに合計した対価の額」を記載した請求書等を求められることがあります。

贈答品



会議、接客時に供する茶菓



請求書にはどの商品が軽減税率の対象であることを記載します!

Q 複数税率に対応するために請求書の記載はどうすればいいですか?



A 消費税額の計算は、受け取った請求書等に基づいて行われますので、軽減税率対象品目であることを明示し、適用税率ごとに合計金額を記載します。

■事業者が発行する請求書等

ルールその1
軽減税率対象品目にチェック!

請求書		
〇〇御中		
11月分 21,800円 (税込)		
11 / 1	りんご ※	5,400円
11 / 8	カップ・ソーサー	5,500円
⋮		⋮
合計		21,800円
		(10%対象 11,000円)
		(8%対象 10,800円)
注) ※印は軽減税率(8%)適用商品		
△△(株)		

ルールその2
税率ごとに合計金額を記載する

<免税事業者であっても新しいルールに沿った請求書等の発行が求められる場合があります。>